

大通達甲（組対）第13号
令和8年7月7日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

刑事部組織犯罪対策課長
各警察署長 殿

刑事部長

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について（通達）

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第34号。以下「改正法」という。）は令和8年6月10日に公布されたところ、改正法のうち、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げやいわゆる「送金犯罪」に対する罰則の創設に係る規定については、同年7月10日から施行される。

改正法の概要並びに同日から施行される規定（以下「令和8年7月施行対象規定」という。）に係る解釈及び留意事項については、下記のとおりであるので、当該罰則に基づく積極的な取締りを推進されたい。

記

第1 改正法の概要

- 1 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ関係（改正法による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第25条から第31条まで）

(1) 趣旨

近年、匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺の被害が急速に増加し、極めて深刻な状況にあるところ、これらの犯罪においては、預貯金通帳の不正譲渡等により得られた他人名義の預貯金口座等がその犯行やマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。

このため、法第26条から第31条までの規定による預貯金通帳の不正譲渡等の罪は、特殊詐欺の前提となり得る犯罪といえるところ、近年の特殊詐欺の被害の急速な増加の状況等を踏まえると、預貯金通帳の不正譲渡等に対する当罰性が一層高まっているといえ、また、預貯金口座等の利用の適正という当該罪に係る社会的法益の保護の重要性も増しているといえる。これらを踏まえ、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則を引き上げることとされたものである。

(2) 内容

通常の預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則（法第26条から第31条までの各第1項及び各第2項）については、現行の1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科から、3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科に引き上げることとされた。また、これに伴い、これらの行為の勧誘又は誘引行為（法

第26条から第31条までの各第4項）や顧客等又はその代表者等（現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。）による本人特定事項の不実告知（法第25条）に対する罰則についても、同様に引き上げることとされた。

また、業として行われた預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則（法第26条から第31条までの各第3項）については、現行の3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科から、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科に引き上げることとされた。この点、当該引上げに伴い、業として預貯金通帳の不正譲渡等をした者に対する罰則の拘禁刑が長期4年を超えることとなるため、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第2条第2項第1号イに規定する「長期4年以上の拘禁刑が定められている罪」に該当するとして、当該犯罪行為により得た財産、その報酬として得た財産等については、同項に規定する「犯罪収益」に該当することとなる。

なお、改正法による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律第28条から第30条までの規定は第26条から第31条までに、第27条の規定は第25条に、それぞれ移動することとなるため、適用罰条に誤りのないようにすること。

2 いわゆる「送金犯罪」に対する罰則の創設関係（法第32条）

(1) 趣旨

近年、匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺等の犯罪や詐欺金等のマネー・ローンダリングにおいては、預貯金通帳の不正譲渡等により得られた他人名義の預貯金口座等が使用される手口以外に、SNS等を通じて送金を代行するバイトを募集した上で、これに応募した者に対し、その者の名義の預貯金口座等の使用及び管理を継続させながら、当該預貯金口座等に振り込まれた財産を別の預貯金口座等に送金させるという新たな手口（いわゆる「送金犯罪」）がみられる。

こうしたいわゆる「送金犯罪」を利用する行為は、実質的には他人名義の預貯金口座等を不正に利用する行為であり、法第26条から第31条までに規定する罪に該当する行為と実質的には同価値の行為といえるところ、これらの罰則の構成要件該当性を認めて処罰対象にすることは基本的に困難である（後記第2の1(1)ア参照）。その意味では、いわゆる「送金犯罪」を利用する行為は、正にこれらの罰則の脱法的行為であるといえ、これらの罰則の実効性を担保するという観点から、このような行為を処罰することを可能とするための罰則が新たに創設されるものである。

(2) 内容

通常の商品取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為（後記第2の2(1)オ参照）をするように依頼した者について、2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた（法第32条第1項前段）。

また、通常の商品取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、他人の依頼を受けて、当該他人に同項前段の目的があることの情を知

って、有償で特定役務利用財産移転行為をした者についても、2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた（同条第2項前段）。

また、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転するよう、広告その他これに類似する方法により人を誘引した者等についても、同様とすることとされた（同条第1項後段及び第2項後段）。

さらに、業として同条第1項前段又は第2項前段の罪に当たる行為をした者について、3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた（同条第3項）。

3 犯罪利用防止措置用口座等（いわゆる「架空名義口座」）を利用した新たな措置の創設関係（法第19条の2から第19条の29まで）

(1) 趣旨

近年、匿名・流動型犯罪グループが関与する特殊詐欺の被害が急速に増加し、極めて深刻な状況にあるところ、これらの犯罪においては、預貯金口座等の金融サービスがその犯行や詐欺金等のマネー・ローンダリングに悪用されている実態がある。前記1及び2の罰則の見直し後も、引き続き一定数の預貯金通帳の不正譲渡等が行われ得ることを前提として、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための新たな措置を設けることとされたものである。

(2) 内容

ア 警察官は、預貯金取扱事業者等に対し、名義人の表示等について特別の措置を講じた預貯金口座等（以下「犯罪利用防止措置用口座等」という。）の開設等を求めることができることとされた（法第19条の2）。

イ 警察官は、預貯金通帳等の不正譲渡等をするよう勧誘等を行う者に対し、犯罪利用防止措置用口座等の通帳等を譲り渡すことその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又はその通帳等を用いた措置を講ずることができることとされた（法第19条の3及び第19条の4）。

ウ 警察本部長は、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転等があった場合は、当該財産を保管し、当該財産の移転を行った者に対し当該財産を返還することとされた（法第19条の5から第19条の10まで）。

エ 都道府県公安委員会は、犯罪利用防止措置用口座等に移転された財産であってその返還を受ける権利が消滅したものを原資として、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転元となった預貯金口座等に財産を移転した詐欺等の被害者に対し、特定被害回復給付金を支給することとされた（法第19条の11から第19条の27まで）。

4 移転時の通知義務等の対象となる電子決済手段の追加関係（法第10条の2）

移転される場合における通知義務等の対象となる電子決済手段に、受益証券発行信託（無記名受益権に係るものを除く。）によらない特定信託受益権を追加することとされた。

5 施行期日

前記 1 及び 2 の規定については令和 8 年 7 月 10 日から、前記 3 及び 4 の規定については公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行することとされた。

第 2 令和 8 年 7 月施行対象規定に係る解釈及び留意事項

1 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ関係

当該罰則の引上げの内容は、前記第 1 の 1 のとおりであるところ、今回引き上がることとなる法第 26 条から第 31 条までの罰則に係る解釈及び留意事項は、次のとおりである。

なお、これらの罰則の適用に誤りが生じることのないよう、個別の事案ごとに、譲渡等をされた ID 及びパスワード等が法第 26 条から第 31 条までに規定するいずれの役務に係るものかについて、各特定事業者に対して照会を実施するなどして、慎重に確認すること。

(1) 法第 26 条に規定する罪

本条は、預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用カード、預貯金の引き出し又は振込に必要な情報の不正譲渡等を規定したものであるところ、本条に規定されている用語の解釈は次のとおりである。

ア 「預貯金の引き出し又は振込みに必要な情報」

本条第 1 項前段の「預貯金の引き出し又は振込みに必要な情報」とは、キャッシュカードの暗証番号や、いわゆるネットバンキングにおいて他の口座に金を振り込むために必要となる ID 及びパスワード等のように、「預貯金口座内の資金を直接移動させるなどするために必要な情報」を指すものと解される。

この点、預貯金口座等に係る口座番号については、通常は口座番号のみで預貯金口座等にある財産を移転させることはできないことから、基本的には「預貯金の引き出し又は振込みに必要な情報」には当たらないものと解される。

イ 「業として」

本条第 3 項の「業として」とは、同種の行為を反復継続して行う意思を持って一定の行為をすることをいい、いわゆる「口座屋」等が、預貯金通帳の不正譲渡等を反復継続して行う意思を持って当該不正譲渡等をする行為をした場合に同項の罪に該当する。

(2) 法第 27 条に規定する罪

本条は、高額電子移転可能型前払式支払手段の取引が可能なアカウントの ID 及びパスワードの不正譲渡等を規定したものである。

「高額電子移転可能型前払式支払手段」とは、法第 2 条第 2 項第 30 号の 2 に掲げる特定事業者が提供するサービスであって、次のアからオまでの全てに該当するものをいう（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）第 3 条第 8 項）。

ア 電子機器等に記録されている第三者型前払式支払手段に該当すること。

イ 電子情報処理組織により価値の移転ができるものであること。

ウ 繰り返しチャージすることが可能であり、アカウントにより管理されていること。

エ 譲渡又はチャージの限度額が1回10万円又は1か月30万円を超える額であること。

オ アカウントの未使用残高の上限額が30万円を超える額であること。

(3) 法第28条に規定する罪

本条は、法第2条第2項第31号に掲げる特定事業者との間における為替取引による送金、送金受取が可能なアカウントのID及びパスワードの不正譲渡等を規定したものである。

なお、本条に規定する「為替取引カード等」は、銀行等が発行する「キャッシュカード」とは異なる点に留意すること。

(4) 法第29条に規定する罪

本条は、銀行や資金移動業者が発行する電子決済手段の取引が可能な法第2条第2項第31号の2に規定する特定事業者が管理するアカウントのID及びパスワードの不正譲渡等を規定したものである。

「電子決済手段」とは、次のア及びイのいずれかに該当するものをいう（資金決済法第2条第5項）。

ア 不特定の者との間で使用、購入及び売却が可能な、電子機器等に記録されている通貨建資産のもので、電子情報処理組織により移転可能な有価証券、電子記録債権及び前払式支払手段以外のもの

イ 特定信託受益権（金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。資金決済法第2条第9項参照）に当たるもの

(5) 法第30条に規定する罪

本条は、銀行、信用金庫及び信用協同組合が発行する電子決済手段（預金債権の法形式のもの）の取引が可能な法第2条第2項第31号の3から第31号の5までに規定する特定事業者が管理するアカウントのID及びパスワードの不正譲渡等を規定したものであるが、現時点において、該当のサービスを提供する事業者は存在しない。

(6) 広報啓発活動の推進

他の公的機関や関係事業者等と連携しつつ、預貯金通帳の不正譲渡が違法であることについて周知するための広報啓発活動を推進すること。

2 いわゆる「送金犯罪」に対する罰則関係

当該罰則の創設の内容は、前記第1の2のとおりであるところ、今回創設される罰則に係る解釈及び留意事項は、次のとおりである。

(1) 法第32条第1項前段に規定する罪

本条第1項前段に規定する罪は、いわゆる「送金犯罪」を依頼する行為を罰するものである。

ア 「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由

がない」

「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない」の要件については、有償で他人に送金行為を依頼した場合であっても、通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がある場合には、現在行われている適法な経済活動を萎縮させることのないよう、処罰の対象とはしないことを明らかにしたものである。

このため、「正当な理由」とは、他人に対して送金代行行為を依頼することが、通常の社会経済活動上の必要性から、社会通念上相当と認められる場合をいうものと解され、これに該当するか否かは、送金の原資となる財産の入手原因、送金先における当該財産の使途、当該送金代行行為を依頼することとなった理由等の要素を総合的に勘案して判断されるべきものと解されるところ、例えば、財産の移転を依頼する者（以下「委託者」という。）が、銀行や資金移動業者（資金決済法第37条に規定する資金移動業の登録を受けた者をいう。）等、法律上で隔地間の為替取引を代行することが認められる者に対して送金を依頼するような場合には、「正当な理由」があることはいうまでもない。

また、その他の「正当な理由」に該当する事例として、

- ECサイトで日用品を購入しようとする親が、当該ECサイトのアカウントを保有する子に対し、手間賃とともに必要な経費を渡した上で、当該ECサイトへの送金を依頼した場合
- 食事会の参加者が、当該食事会の幹事に対し、一定の報酬を与えた上で、各参加者の食事代を集金し、店舗に一括で料金を送金するよう依頼した場合
- 会社の上司が、部下職員に対し、手間賃とともに必要な経費を渡した上で、正当な業務に必要な費用の支払を依頼した場合
- 公共料金の支払を行う必要がある者が、コンビニエンスストアの従業員に対し、手数料とともに必要な経費を渡した上で、当該支払を依頼した場合等が考えられるが、具体的にどのような事情が「正当な理由」に該当するかについては、個別具体の事案ごとに、総合的な勘案の上で判断されるべきものと解される。

イ 「自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として」

この要件は、本罪の目的が、他人から預貯金通帳等を譲り受けた上で当該他人名義の預貯金口座等を悪用する従来の手口ではなく、他人に依頼する形で預貯金口座等を悪用する手口のマネー・ローンダリングを防止するためのものであることを踏まえ、委託者が、当該委託者から依頼を受けて財産の移転を行う者（以下「受託者」という。）のために財産の移転を依頼する目的ではなく、あくまで委託者自身や別の第三者に資するようにする目的を有することを求める趣旨のものである。このため、本条第1項前段の「自己」とは委託者を指し、「第三者」とは委託者及び受託

者のいずれにも当たらない者を指すものである。

ここでは、「自己又は第三者が管理する財産」を移転する目的がある場合のみならず、「自己又は第三者が管理しようとする財産」を移転する目的がある場合についても並列的に規定されているため、例えば、委託者が、特殊詐欺の被害者に対して受託者が現に管理する預貯金口座に対して詐取金を振り込ませた上で、当該受託者が管理する預貯金口座から当該財産を委託者の管理する別の預貯金口座に移転させることを目的として、受託者に対して財産の移転を依頼するような場合には、「自己（委託者）が管理しようとする財産を移転する」目的があるとして、この目的要件を充たすものと解される。

なお、ここでいう「財産」については、法第2条第1項にいう「犯罪による収益」であることを要しない。

ウ 「人に」

「人」とは、委託者以外の者をいう。

エ 「有償で」

「有償で」とは、金銭その他の対価を交付すること若しくは対価となるべき利益の供与を行うこと又はそれらの約束をすることをいう。このため、金銭を交付するケースのみならず、例えば、暗号資産や商品券、特定の店舗での商品購入に使うことができるポイント等を供与するケースも「有償」に該当し得る。また、委託者が受託者に対して送金を依頼するに際して金融機関等に支払うべき手数料を渡すケースについては、当該受託者自身が対価の交付や対価となるべき利益の供与を受けているものではないため、当該手数料の受取をもって「有償で」には該当しないものと解される。

また、金銭その他の対価の交付や対価となるべき利益の供与についての約束があれば、現実の対価の交付や対価となるべき利益の供与がなくとも、「有償で」に該当し得る。

オ 「特定役務利用財産移転行為」

「特定役務利用財産移転行為」とは、本条第4項各号に掲げる行為をいい、具体的には、「預貯金契約等役務」について同項第1号で定義された上で（詳細は後記(6)参照）、3つの行為類型が規定されているところ、各行為類型ごとの解釈については次の(ア)から(ウ)までのとおりである。

(ア) 「預貯金契約等役務を利用して自己以外の者に財産を移転する行為」（同項第1号）

本号は、預貯金契約等役務を利用して、自己以外の者に財産を移転する行為を対象とするものである。ここでいう「自己以外の者」とは、受託者以外の者をいい、また、委託者が複数の名義の預貯金口座等を使い分けた上で、自身が管理する別の名義の預貯金口座等を財産の移転先として送金を依頼する場合も有り得ることから、委託者も含むものと解される。

この点、本号では、受託者が「預貯金契約等役務を利用して自己以外の者に財

産を移転する行為」のみを要件として規定しており、当該移転される財産の原資を委託者から受け取ることや財産を受け取る方法については、特に要件とされていない。このため、受託者が、例えば、対面での現金手交、「レターパック」等による現金送付、いわゆる「地下銀行」等を用いた違法な送金手段等、預貯金契約等役務以外の方法により委託者から財産を受け取ったとしても、財産を受託者以外の者に移転する行為において預貯金契約等役務が利用されていれば、本号の対象となり得る。

- (イ) 「預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為」(同項第2号)

本号は、受託者が、預貯金契約等役務を利用して受け取った財産を、預貯金契約等役務を用いることなく自己以外の者に移転する場合を対象とするものである。

この点、本号では、受託者が、財産移転の原資となる財産を受け取る際に預貯金契約等役務が利用されたことを要件とする一方で、当該原資となる財産を受け取った受託者が当該財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する際の方法については、預貯金契約等役務に限られていない。このため、受託者が財産を受け取る場面において預貯金契約等役務が利用されていれば、例えば、対面での現金手交、「レターパック」等による現金送付、いわゆる「地下銀行」等を用いた違法な送金手段等、預貯金契約等役務以外の方法により財産の移転が行われたとしても、本号の対象となり得る。

- (ウ) 「預貯金契約等役務を利用して財産を受け取るとを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為」(同項第3号)

本号は、受託者における財産の受取と移転の先後関係が逆となるケース、すなわち、受託者と委託者との間で、財産移転の原資となる財産の受取について約束をしておいた上で受託者が当該約束に係る財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する場合を対象とするものである。当該約束が実際に履行されたかどうかは問わない。

この点、本号では、受託者による財産の受取に係る約束の内容に、当該受取に当たって預貯金契約等役務が利用されることが含まれることを要件とする一方で、受託者が当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する際の方法は、預貯金契約等役務に限られない。このため、前記(イ)と同様に、受託者による財産の受取に係る約束の内容において、当該受取に当たって預貯金契約等役務が利用されることが含まれていれば、例えば、対面での現金手交、「レターパック」等による現金送付、いわゆる「地下銀行」等を用いた違法な送金手段等、預貯金契約等役務以外の方法により財産の移転が行われたとしても、本号の対象となり得る。

- (2) 法第32条第1項後段に規定する罪

本条第1項後段に規定する罪は、いわゆる「送金犯罪」をするよう誘引する行為を

罰するものである。

「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない」、「有償で」及び「特定役務利用財産移転行為」の解釈については、前記(1)と同様である。

ア 「当該目的で」

「当該目的」とは、「自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転する」目的を指すものであり、その解釈については前記(1)イのとおりである。

イ 「広告その他これに類似する方法により人を誘引した者」

「広告」とは、新聞、雑誌、SNS等の媒体により、広く世間に伝達する行為をいう。また、「広告その他これに類似する行為」とは、新聞、雑誌、SNS等における広告と同様の効果を有する看板、張り紙、チラシ等による意思の伝達行為をいう。さらに、「誘引」とは、自己の意思を間接的に表示して誘い掛け、相手方となる者の申込みを待つことをいう。

なお、本条第1項後段においては、法第26条第4項とは異なり、「誘引」に関する罪のみ規定され、「勧誘」に関する罪が規定されていない。これは、通常、「勧誘」と「依頼」（法第32条第1項前段）とは、一連のプロセスの中で時間的に極めて近接して行われるものであり、「勧誘」が行われた後、すぐに「依頼」に移行することとなることを踏まえ、「勧誘」に関する罪を別に設けることはせず、「依頼」に関する罪と「誘引」に関する罪のみが設けられたものである。

(3) 法第32条第2項前段に規定する罪

本条第2項前段に規定する罪は、いわゆる「送金犯罪」の依頼を受けて一定の財産の移転を実行した者を罰するものである。

「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない」、「有償で」及び「特定役務利用財産移転行為」の解釈については、前記(1)と同様である。

ア 「他人」

「他人」とは、委託者、すなわち、財産の移転を依頼する者をいう。

イ 「前項前段の目的があることの情を知って」

この要件は、本罪の目的が、他人から預貯金通帳等を譲り受けた上で当該他人名義の預貯金口座等を悪用する従来の手口ではなく、他人に依頼する形で預貯金口座等を悪用する手口のマネー・ローンダリングを防止するためのものであることを踏まえ、委託者が、受託者のために財産の移転を依頼しているものではなく、あくまで委託者自身や別の第三者に資するようにする目的で財産の移転を依頼していることを、受託者が知っていることを求める趣旨のものである。

「前項前段の目的」とは、「自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転する」目的を指すものであり、その解釈については前記(1)イのとおりである。

この点、委託者に「自己又は第三者の管理し、又は管理しようとする財産を移転

する」目的があることの情を知っていれば足り、当該移転する財産が「犯罪による収益」（法第2条第1項）であることの認識を有することを要しない。

(4) 法第32条第2項後段に規定する罪

本条第2項後段に規定する罪は、いわゆる「送金犯罪」の依頼を受けるべく、自己への依頼を勧誘し、又は誘引する者を罰するものである。

「通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がない」、「特定役務利用財産移転行為」及び「有償で」の解釈は前記(1)と、「広告その他これに類似する方法により人を誘引した者」の解釈は前記(2)イと、それぞれ同様である。

また、「勧誘」とは、特定の者に対して、自己の欲するとおりに、ある行為をするよう直接働き掛けることをいう。

(5) 法第32条第3項に規定する罪

本条第3項に規定する罪は、業として、いわゆる「送金犯罪」の依頼をする者（同条第1項前段）や、当該依頼を受けて財産の移転を行う者（同条第2項前段）を罰するものである。

ここでいう「業として」の解釈は、前記1(1)イと同様である。

(6) 「預貯金契約等役務」

「預貯金契約等役務」とは、法第32条第4項第1号に規定されているとおり、同号イからホまでに掲げる役務に加えて、預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務を指すものである。これは、同号イに規定する預貯金契約は、財産の預入れ等のみの契約であり、為替取引による送金等の役務が含まれないことから、同項第1号における「預貯金契約等役務」には、預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務も含めることとされたものである。

この点、本罰則の適用に誤りが生じることのないよう、個別の事案ごとに、財産の移転や受取に係る具体的な役務の内容が、「預貯金契約等役務」に該当する各役務のうちいずれに該当するかについては、当該特定事業者に対して照会を実施するなどして、慎重に確認すること。

なお、「預貯金契約等役務」として規定される各金融サービスは、例えば、預貯金口座は銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく内閣総理大臣の免許を受けた銀行で開設されたものであるなど、日本国内におけるそれぞれの関係法律に規定される要件を満たす正規の金融サービスを指すものであることから、いわゆる「地下銀行」による不正送金等、違法な送金手段に係る役務については、「預貯金契約等役務」には当たらない。

ア 預貯金契約（法第32条第4項第1号イ）

法第2条第2項第1号から第15号まで及び第37号に掲げる特定事業者との間における預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約）をいう。

イ 高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（法第32条第4項第1号ロ）

法第2条第2項第30号の2に掲げる特定事業者との間における高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。

ウ 電子決済手段等取引契約（法第32条第4項第1号ハ）

法第2条第2項第31号の2に掲げる特定事業者並びに資金決済法第62条の8第2項の規定により資金決済法第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる法第2条第2項第1号から第15号まで、第25号及び第31号に掲げる特定事業者との間における資金決済法第2条第10項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいい、いわゆるステーブルコインの移転のうち電子決済手段等取引契約を利用した財産の移転について規定されたものである。

エ 電子決済等利用契約（法第32条第4項第1号ニ）

法第2条第2項第31号の3から第31号の5までに掲げる特定事業者との間における銀行法第2条第17項各号、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第85条の3第2項各号又は協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第6条の4の3第2項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結をいい、前記ウと同様にステーブルコインの移転のうち電子決済等利用契約を利用した財産の移転について規定されたものである。

オ 暗号資産交換契約（法第32条第4項第1号ホ）

法第2条第2項第32号に掲げる事業者との間で行う資金決済法第2条第15項に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結をいう。

本号においては、暗号資産交換契約を利用した財産（資金決済法第2条第14項に規定する暗号資産）の移転について規定されたものである。

(7) 罪数について

受託者による財産の移転行為が、当該財産が「犯罪収益等」（組織的犯罪処罰法第2条第4項参照）であるとの認識が受託者に認められるなどして、組織的犯罪処罰法第10条又は第11条に規定する罪にも当たる場合には、これらの罪及び法第32条に規定する罪は、科刑上一罪（観念的競合。刑法（明治40年法律第45号）第54条第1項）に当たるものと解されるため、両罪の重い方の刑、すなわち、組織的犯罪処罰法第10条又は第11条に規定する罪の刑により処断されることとなる。

(8) 広報啓発活動の推進

他の公的機関や関係事業者等と連携しつつ、いわゆる「送金犯罪」に係る行為が違法であることについて周知するための広報啓発活動を推進すること。

（組織犯罪対策課犯罪収益解明係）